

パブリックコメント実施結果について

案件名 伊東市子ども・子育て支援新制度に係る基準（案）
 実施期間 平成26年6月10日（火）～平成26年7月9日（木）
 担当課 教育部幼児教育課
 意見提出数 5名2団体・14件

No	頁	意見内容	市の考え方
伊東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）について			
1	6	【応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）について】 入所手続きは複雑化せず、措置に関してはあっせんではなく最後まで市として行うようにしてください。	新制度に基づき保育を必要とする場合の利用手順については、市で保育の必要性の認定、認定証の交付を行います。また、申請者の希望、施設の利用状況等に基づき、市で利用調整、利用可能な施設のあっせん等を行い、ご利用いただくようになります。
2	7	【幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供について】 教育・保育内容は、豊かな遊びを通し人間形成と就学への準備となるよう尊重してください。	幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、認定こども園については認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の提供を行うことになります。

3	8	【利用者負担の徴収（上乗せ徴収等の取扱い）について】 国の示す基準の中では「保護者の同意を得て」等の文言が入っていたと思われます。保護者の負担になりますので、保育料を上乗せ徴収することはないようお願いしたいです。	国の基準に従い、特定教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要と認められる対価については、上乗せ徴収を可能とします。なお、上乗せ徴収を実施する場合には、あらかじめ上乗せ徴収の使途、金額、理由について、書面によって明らかにし、文書による同意を得ることが必要となります。
4	8	【運営規定の策定について】 現在、伊東市では市独自の職員配置がされています。この市基準を明記・順守し、さらにそれ以上の配置を希望します。	特定教育・保育施設の職員配置については、幼稚園、保育所、認定こども園の設置基準を最低基準として職員配置を行うことになります。特定地域型保育事業の職員配置については、市基準を最低基準として職員配置を行うことになります。公立幼稚園、保育園については、教育・保育の質を高めるような職員配置に努めてまいります。
5	－	大規模園化はしないでください。	特定教育・保育施設の園児数や施設の老朽化の状況等により、公立施設の配置を検討してまいります。
6	－	公立保育所、公立幼稚園を存続させ、認定子ども園化しないでください。	公立保育所、公立幼稚園、認定子ども園のそれぞれのメリット、デメリットを利用者の立場から研究し、検討を進めてまいります。

7	—	給食に関しては、食育やアレルギー食への対応などの重要性から委託はせずに自園調理方式としてください。	特定地域型保育事業の給食については、制度上、連携施設や社会福祉施設からの外部搬入も可能ですが、自園調理が基本となります。
伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）について			
8	—	無資格者の保育士が保育にあたる保育所にて死亡事故が多いことは多数の方々に知られていることだと思います。市の保育に責任を持つことを明確にするためにも、保育従事者が有資格者のみであるA型のみにしてください。	現行の認可外保育施設では、保育士資格を有さない者の保育の従事に対して、研修の実施などは求めています。新制度においては、保育の質の確保の観点から一定の研修を求めることとしています。なお、事故発生の防止については、基準の中で定めることにしています。
伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）について			
9	19	【施設・設備について】 伊東市の基準案では「国基準の通りとするが、経過措置を設ける」とあります。説明時に「特例措置を設けるのも一案」との事でしたが、経過措置を設けてでも国基準を守るべきとの意見を出させていただきます。 国基準による「児童 1 人当たりおおむね 1.65 m²以上とする」のは、あくまでも遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画である「専用区画（生活スペース）」で	放課後児童クラブの専用面積の基準については、ご意見のとおり、子どもたちに安心して過ごせる場を提供していただくために、経過措置を設け、国基準に沿った基準となるよう条例制定作業を進めます。

9	19	す。専用区画には、廊下・台所・トイレ等は含まれません。単純に「学童クラブとして使用している場所÷伊東市に毎年報告している登録児童数」ではないことから、「専用区画（生活スペース）」の定義及び基準案の項目「児童集団の規模」にある『児童の数』、つまり『毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申し込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（市内各学童において、日割り利用及び長期休暇のみ利用する児童）の平均人数を加えた数』の定義を追加明記したうえでの「1.65 ㎡以上」ということを明記していただきたいのです。 一般的な小・中学校の教室の広さは、おおよそ $7\text{m} \times 9\text{m} = 63\text{㎡}$ と言われています。そこから単純計算すると、空き教室 1 教室で運営している市内学童クラブの利用人数は 38 人程度が望ましい人数となります。しかし、平成 25 年度版の県が作成した「放課後児童クラブ名簿」を参照した場合、市内ほとんどの学童クラブが過剰人数になってしまいます。（ただし、この資料の伊東市内学童クラブの児童数は基準案における「児童の数」とは異なっていると思われますが。）それでも、条例で定めた数字に近づけていこうという努力をしていく期間が「経過措置」期間だと思わ	
---	----	--	--

9	19	れます。特例を設けてしまえば、その努力すらしていくことができません。現に、過剰人数の学童クラブ保護者役員は自らの子どもの安全だけでなく、利用している全ての子どもたちのために空き家を探すなどの努力をしています。建物の面積は増築でもしない限り毎年変化していくものではないので、「専用区画（生活スペース）」の算出は可能ですし、児童数の算出方法についても、各学童クラブに算出方法を伝えれば登録児童の報告時に算出できると思われます。 さらに、子ども達に安心して過ごせる場を提供していくためにも、安全面・衛生面に対しての明確な記載を望みます。	
10	20	【その他】 「その他」には「秘密保持等」、「保護者との連絡」及び「事故発生時の対応」とあり、「国基準のとおり」とありますので、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に準じた内容になると思われます。 そうであれば、ぜひとも第20条にある「関係機関との連携」も追加して頂きたいとの意見を出させていただきます。 市内学童クラブのほとんど（7クラブ中6クラブ）が、小学校	放課後児童クラブの関係機関との連携については、ご意見のとおり、国基準に沿った内容となるよう条例制定作業を進めます。

10	20	敷地内及び空き教室を利用して運営されています。今までも、各クラブの指導員及び役員が小学校との連携に努めてはおりますが、学校等との連携は必要不可欠でありますので追加明記をしていただきたくお願い申し上げます。	
11	ー	基準を定めるに当たり、肝心の「運営規定」に関する基準が記載されていませんでした。ぜひとも、伊東市における運営規定の追加記載をお願いいたします。 市内の学童クラブは「伊東市児童クラブ事業実施要綱」第9条にあるとおり、育成会（保護者代表・指導員代表・他にて組織）に委託されており、学童クラブごとに「運営規定」、「利用児童の学年及び定員」、「指導員の雇用・賃金」、「利用者の保育料」等を設定して活動していますが、各クラブにおいて設定されている規定はまちまちで、格差があると言わざるを得ません。 しかしながら、例えば大池小学校に通う児童が、東小学校に設置されている学童クラブに入所できるかといえ、放課後の時間を安心安全に過ごすという学童クラブの体質上不可能なことです。（保護者が送迎することが可能と思われる長期休暇等を除けば。）だからこそ、各学童クラブの格差を徐々にでも是正してい	放課後児童クラブの運営規程については、国基準に沿った内容で条例制定作業を進めます。なお、クラブの運営については、その他、国通知や県ガイドラインに沿って運営していただくようになりますが、市としても基準の向上がされるように努めてまいります。

11	ー	くべきだと思います。 運営を委託されている育成会とは、利用児童の保護者と指導員を中心としており、専属（運営をするため）の職員が常駐しているわけではありません。さらに現状として、保護者役員（会長・副会長・会計等）はそのほとんどの方々が、任期を1年で交代しています。保護者は、学童クラブ役員になると、仕事・家事をしながら学童クラブの運営のためにも時間を割いています。自身の仕事だけでなく、学童クラブの指導員求人、指導員の給与計算、運営費の管理、トラブル対応、行事の設定と準備・実施等々、各役員が分業しつつも様々なことに携わって行かざるを得ないのです。そのような環境において、1年の任期では「学童クラブの質の向上」、「指導員の雇用条件の改善」等にまでは手が回らないのが実状です。例えば、指導員の雇用・待遇について言えば、求人のために役員（保護者）が職業安定所に赴いた際に雇用に関する規定の不備を指摘されたこともあります。 今までの育成会作成の運営基準では、学童クラブの安全・防災面、指導員の雇用・待遇面等において不備が多いと思われていますが、改善のための基準が明確ではないため、そのままになっている	
----	---	---	--

11	－	のが現状です。保育所には「保育所保育指針」、幼稚園には「幼稚園教育要領」がありますが、学童クラブにはそれらのような運営指針等が設定されていないのです。厚生労働省や静岡県独自に策定された「ガイドライン」があるだけです。ましてや、育成会は「任意団体」でしかありません。他市では NPO 法人運営、公設公営、社会福祉協議会委託などで運営されている学童クラブがあります。そのような学童クラブには明文化された運営基準があるのです。 市内 7 学童クラブの代表者が集まる「伊東市学童保育連絡協議会」において、毎年「学童保育運営に関する要望書」が提出されています。近年において、この要望書に「伊東市版放課後児童クラブ・ガイドラインの策定」のお願いを出させていただいていますのは、このような経緯からであることをご理解ください。	
12	－	学童保育の親の負担の軽減、内容の充実に向け努力してください。	放課後児童クラブの運営については、市基準のほか、国通知や県ガイドラインに沿って運営していただくようになりますが、市としても基準の向上がされるように努めてまいります。
その他			

13	－	国に倣わず、伊東市独自のものを作り上げてください。	こども・子育て支援新制度に係る市基準については、国の法令に基づき、市で定めることとなりますが、制度の向上につながる改善に努めてまいります。
14	－	ニーズ調査の結果について、ホームページや新聞だけでなく、対象家庭へ直接説明する機会を作ってください。	ニーズ調査の結果については、こども・子育て会議への説明のほか、市ホームページ、新聞報道により周知を図っていますが、機会を通じて、一層の周知に努めてまいります。